

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 募集要項等に関する質問への回答に係る正誤表(令和5年9月26日)

No.	資料名	該当箇所						訂正前	訂正後
		頁	章 又は 条	大項目 又は 項	中項目 又は 号	小項目	項目名		
1	森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)	5	No.54				回答	供給熱量及び消化ガス流量の測定器は検定付きとしてください。	ご理解のとおりです。
2	森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)	7	No.71				回答	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、 ばい煙発生施設 に該当する施設はありません。「ばいじん」に係る工場もしくは指定作業場の規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、 ばい煙発生施設の規制 に該当する施設はありません。「ばいじん」に係る工場もしくは指定作業場の規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。
3	森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)	7	No.72				回答	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、 ばい煙発生施設 に該当する施設はありません。「いおう酸化物」に係るばい煙発生施設に対する総量規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、 ばい煙発生施設の規制 に該当する施設はありません。「いおう酸化物」に係るばい煙発生施設に対する総量規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。
4	森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)	7	No.73				回答	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、 ばい煙発生施設 に該当する施設はありません。「窒素酸化物」に係るばい煙発生施設に対する総量規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。	本事業の維持管理・運営が開始される令和9年4月以降、森ヶ崎水再生センター内に、 ばい煙発生施設の規制 に該当する施設はありません。「窒素酸化物」に係るばい煙発生施設に対する総量規制基準の適用は、事業者提案による設備の仕様によります。